

# 「病院及び介護保険施設における栄養管理指針」及び「特定給食施設における栄養管理指針」改定について

特定給食施設においては、「日本人の食事摂取基準」をふまえた適切な給食管理・栄養管理が実施されますよう大阪府・政令指定都市・中核市で健康増進法にもとづく特定給食施設指導の一環として「栄養管理指針」を作成しています。このたび、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」が公表されたことから、栄養管理指針検討会を設置し検討を行い、平成23年3月発行の「病院及び介護保険施設における栄養管理指針」「特定給食施設における栄養管理指針」の改定を行いましたので、指針を各施設に一冊配付し、講演会の場で説明を行いました。

なお、指針については原則的に府内全域共通ですが、一部府市により異なる部分もありますので、質問等は、施設の所管する大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市の6市の保健所の給食施設指導担当者あて、お問合せください。

## 「病院及び介護保険施設における栄養管理指針」

主な変更点ですが、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」の変更をふまえ、食事療養の実際の栄養管理の流れの栄養管理基準の概念図に、「食事摂取基準を特定給食施設等において活用していく場合には、「PDCAサイクルに基づく栄養管理」を基本とする」の文章と、PDCAの図を追加しています。また、性・年齢別基礎代謝基準値と基礎代謝量、エネルギー蓄積量の表等の差し替えと目標とするBMIの範囲の表を追加しています。

栄養管理報告書の様式を一部変更しています。

- ・病院及び介護保険施設用：経口維持加算の欄をⅠ・Ⅱ・無に変更しています。
- ・栄養補助食品の使用状況については、上記の食種における使用状況に変更し、栄養補助食品の名称の下に主な補給目的の栄養素等名を記入する等変更しています。詳しくは、報告書様式と記入要領をご覧ください。

## 「特定給食施設における栄養管理指針」

主な変更点ですが、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」の変更をふまえ、特定給食施設における栄養管理基準の概念図に「PDCAサイクルに基づく栄養管理」を基本とする」の文章と、PDCAの図を追加しています。身体活動レ

ベル別にみた活動内容と活動時間の代表例の表の差し替えと目標とするBMIの範囲の表を追加しています。

栄養管理報告書の様式を一部変更しています。

- ・事業所・学校等用：栄養補助食品の使用状況については、上記の食種における使用状況に変更し、栄養補助食品の名称の下に主な補給目的の栄養素等名を記入する等変更しています。
- ・児童福祉施設・幼稚園等用：施設種別の欄を追加しています。児童福祉施設、幼稚園以外は3に○をして、カッコ内に認定こども園等を記載して下さい。食数の記載欄で朝食、昼食、夕食の後ろの2欄を自由記載から間食、その他に変更しています。「食育の取り組みと評価」の欄を「食育の取り組み」の欄と「栄養管理の評価」の欄に分けました。
- ・老人福祉施設等用：経口維持加算の欄をⅠ・Ⅱ・無に変更しています。栄養補助食品の使用状況については、上記の食種における使用状況に変更し、栄養補助食品の名称の下に主な補給目的の栄養素等名を記入する等変更しています。

いずれにつきましても、詳しくは報告書様式と記入要領をご覧ください。

## 各栄養管理指針共通

栄養管理報告書のすべての様式について、代表者（職・氏名）から、設置者（施設の設置者の補職名（理事長等）、氏名の記入）に変更しています。

特定給食施設開始届出書等について、開始または変更届出等は、その施設の所在地の知事、（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪には市長、枚方市は保健所長）に提出をお願いします。また、提出前に控え（コピー）を取って施設での保管もお願いします。

指針は、各施設で保管のうえ、日常の業務に御活用いただきますようお願いいたします。

栄養管理指針改定検討会メンバー：

大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、大阪府栄養士会の各担当者